

原子力事業者防災業務計画の修正について

2021年12月6日
東京電力ホールディングス株式会社

原子力事業者防災業務計画は、毎年見直しを行うことが義務づけられており、今回の見直しを行った結果、次の修正を行う。

主な修正内容

1. 【1F,2F】原子力事業所災害対策支援拠点（大熊拠点）の追加
2. 【2F】廃止措置計画認可に伴う見直し
3. 【共通】本社原子力防災組織の見直し
4. 【2F】AL31の事業者解釈の見直し
5. 【1F,2F,KK】SPDS（ERSS）伝送項目の見直し
6. その他

TEPCO

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

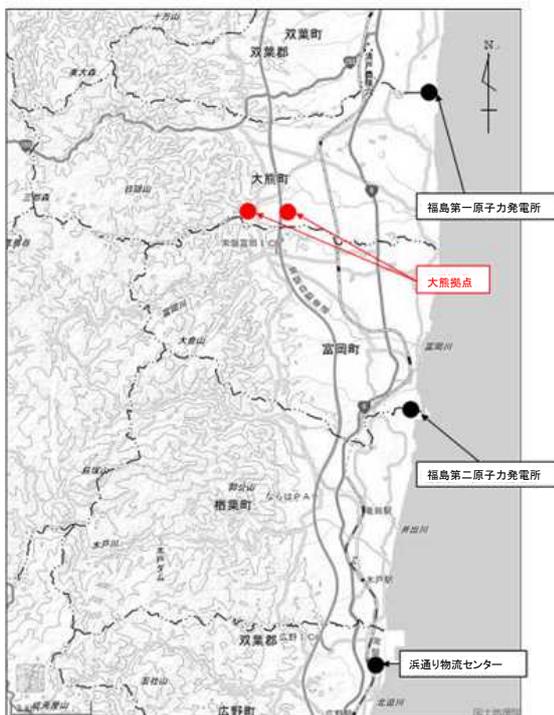
無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

1. 【1F,2F】原子力事業所災害対策支援拠点（大熊拠点）の追加

1

福島側の原子力事業所災害対策支援拠点として大熊拠点の整備が終了したことから追加する。

大熊拠点(新大熊单身寮A、大川原駐車場)



項目	仕様
所在地	福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平
発電所からの方位、距離	福島第一原子力発電所から南西 約8 km 福島第二原子力発電所から北西 約10km
敷地面積	約23,700m ²
非常用電源	・小型の可搬式発電機（常設）定格6kVA以上 ・大型の非常用発電機（外部より調達）
非常用通信機器	・電話（地上系、衛星系） ・FAX（地上系）
その他	消耗品等（食料、飲料水等）は本社等からの輸送により確保するとともに調達可能な小売店等から調達を行う。

この背景地図データは、国土地理院の電子地形図を使用したものである。

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

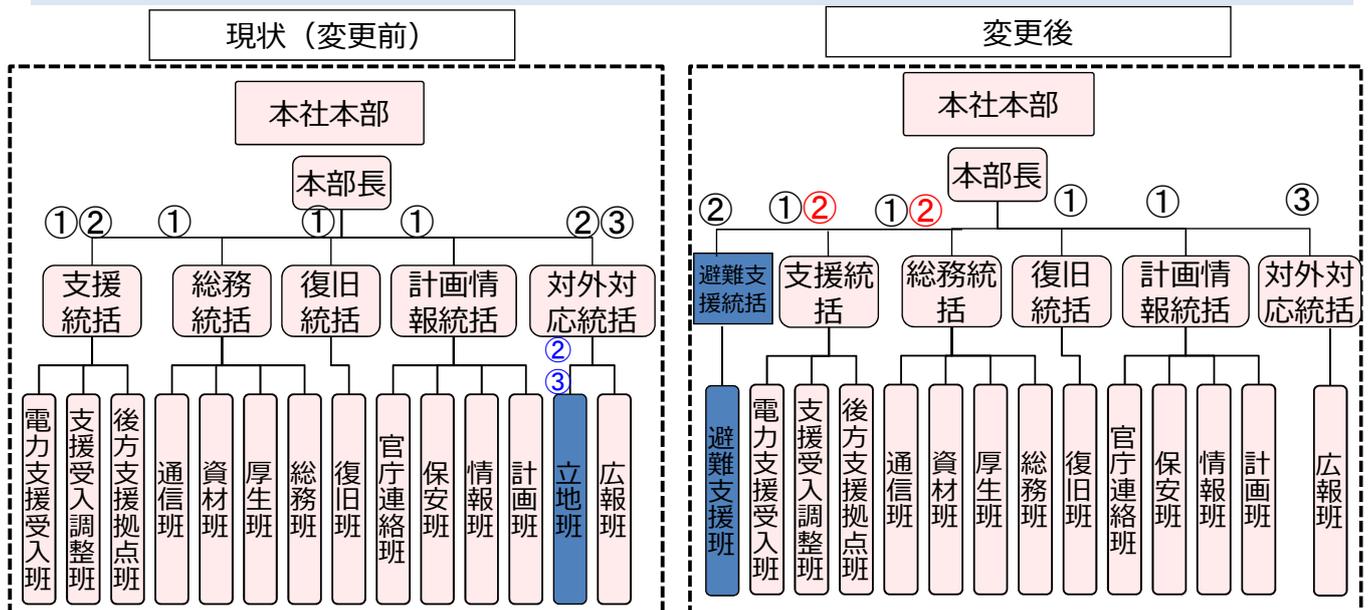
2. 【2F】廃止措置計画認可に伴う見直し

- 福島第二原子力発電所の廃止措置計画認可に伴い、発電所防災組織体制の機能班の名称変更，原子力防災資機材の見直し，SPDS（ERSS）伝送項目の見直しを実施する。
 - 防災組織機能班の名称
発電班 ⇒ **運転班** に名称変更（業務分掌は変更なし）
 - 原子力防災資機材の見直し
原子炉内へ燃料を装荷することがなくなったため、『**格納容器雰囲気モニタ**』は不要となることから、原子力防災資機材から削除する
 - SPDS（ERSS）伝送項目の見直し
放射線測定設備、気象観測情報、状態監視が必要なパラメータ、緊急時活動レベル（EAL）の判断に使用するパラメータ以外については伝送が不要となることから伝送項目の見直しを行う。（約140項目から約40項目に変更）
主な削除パラメータ
 - ・ 原子炉圧力、HPCSポンプ流量、ADS作動信号、SRNM 等
 - 組織改編に伴う見直し（読み替えの反映）
原子力安全センター所長 ⇒ 廃止措置安全センター所長
運転管理部長 ⇒ 施設運用部長
保全部長 ⇒ 保全・工事部長



3. 【共通】本社原子力防災組織の見直し

- 内閣府にて取りまとめている「柏崎刈羽地域の緊急時対応」(現在、協議中) において、当社への「**住民避難支援活動**」に係る要求事項の調整が整いつつあることから、本社原子力防災組織を見直す。



【本社ミッション】
①オンサイト支援 ②オフサイト支援 ③情報発信



3. 【共通】本社原子力防災組織の見直し

変更後の本社原子力防災組織の業務分掌



同様に『別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路』および『別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路』についても修正する。



4. 【2F】AL31の事業者解釈の見直し

■ 現状のAL31の事業者解釈では、点検による計画的な水位低下でも不用意にAL成立する可能性があるため、他電力の状況等を踏まえ事業者解釈を見直す。

福島第二独自の記載である「**水位低警報**」設定水位を下回り、**可搬型を含む全ての設備による水補給を行っても1時間以内に水位が復帰できない状態**」の記載を削除する。併せて、水位回復手段についての記載を（3）として明確に記載する。（柏崎刈羽の記載と合わせる）

現行			変更案		
EAL番号	AL31	BWR	EAL番号	AL31	BWR
EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ		EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。		EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	
事業者解釈	(1)「水位を維持できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が漏えい又は蒸発などにより「 水位低警報 」設定水位を下回り、 可搬型を含む全ての設備による水補給を行っても1時間以内に水位が復帰できない状態 、又は照射済燃料集合体の頂部から上方4mとなる水位を検知した状態をいう。 照射済燃料集合体の頂部から上方4mとなる水位とは水位計の接点No. 6が露出した状態をいう。 (2)「水位を一定時間以上測定できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。		事業者解釈	(1)「水位を維持できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方4mとなる水位に達することを 使用済み燃料貯蔵プール水位計（水位計NO.6検出器露出）又は監視カメラ等により確認した場合 をいう。 (2)「水位を一定時間以上測定できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。 (3) 水位の回復手段及び水位の測定手段には、可搬型を含む全ての設備を考慮する。	



- 【1F】『福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（以降、実施計画）』に基づき5, 6号機の状態監視に必要なパラメータを精査し, 不要な伝送項目を削除する。

1F 5, 6号機のSPDS (ERSS) 伝送項目については福島第一原子力発電所事故以降、具体的な見直しをしていなかったため不要な伝送項目が残っている状態であった。

そのため、今回の防災業務計画の改定を機に『実施計画』で要求されていない状態監視パラメータを精査し、不要な伝送項目を削除する。（約120項目から約40項目に変更）

主な削除パラメータ

・原子炉圧力、HPCS系統流量、ADS作動信号、SRNM 等

- 【2F,KK】原子力規制委員会から受領した『緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）』（2019.9.25）に基づき、2 F 1～4号機およびK K 1～6号機のSPDS (ERSS) に『使用済燃料プール水位』を追加する。
なお、K K 7号機については、前回（2021.3）の修正で追加済み。

別表2-9 SPDS伝送項目一覧

対象号機	No.	パラメータ	単位
2F1～4号機	—	使用済燃料プール水位	mm
KK1～6号機	—	使用済燃料プール水位	mm

No.が「—」のパラメータは、追加工事完了後に伝送を開始する。

6. その他

- 【共通】原子力発電所の緊急時対策指針（JEAG4102-2020）の改定による緊急時活動レベル（EAL）の記載内容の微修正（EAL判断に変更なし）
- 【1F】実施計画に基づく原子力防災資機材の見直し
格納容器雰囲気モニタ（5, 6号機）の削除
原子炉建屋排気プレナム放射線モニタ（6号機）⇒ 使用済燃料プール周辺エリアモニタ に変更
- 【2F,KK】「東電フュエル株式会社」から「株式会社ネクセライズ」への社名変更に伴う原子力防災組織の業務の一部を委託するものの修正（読み替えの反映）
（1Fは前回改定（2021.12.1）時に反映済み）